

高麗川カントリークラブご利用約款

当ゴルフ場の施設（コース、ハウス等）をご利用のお客様（会員、非会員を問わない）は、快適で安全にお楽しみいただく為、埼玉県ゴルフ場協議会の申し合わせにより本約款をお守りいただきご利用願うことといたします。但し、会員の場合はクラブ会則（規約、規則、内規等）を優先します。

（利用契約の成立）

第1条 当ゴルフ場をご利用いただく方はフロントにおいて、本約款を確認の上所定の名簿や各ご署名カード等にお名前／ご住所・生年月日等をご記入してください。これにより当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けいたすこととなります。

（利用の申込み）

第2条 プレーの申込み、予約等、ご利用については、当ゴルフ場、所定の規定に従っていただきます。

（施設利用の拒絶及び利用継続の拒絶）

第3条 当ゴルフ場は次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

- 1、暴力団員等並びにそれに準ずる者。またそれが判明した時。自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為・法的な責任を超えた不当な要求行為・脅迫的言動や暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当クラブの信用を毀損し、または当クラブの業務を妨害する行為、並びにそれに準ずる行為をした場合。またそれが判明した時。

※「暴力団員等」とは

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者。

- 2、入れ墨をしている者、またそれが判明した時。（それと見間違うタトゥーペイントを含みます）
- 3、満員のためスタート時間並びに施設に余裕がないとき。
- 4、利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなした場合又はなすおそれがあると認められるとき。
- 5、天災その他やむを得ない事情によりクローズするとき。
- 6、その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない理由がある場合。
- 7、第3条1号、2号、4号が判明した時は、プレーを中断した場合であっても、所定のプレー料金をお支払いいただきます。

（休場日、開場時間）

第4条 当ゴルフ場の各施設の休場日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

（金銭その他高価品）

第5条 金銭その他貴重品について貴重品ロッカーをご利用下さい。又、盗難や紛失等の事故があっても当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

（携帯品・自動車等）

第6条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難、損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

（浴場及びロッカー）

第7条 浴室での盗難及びロッカー収容品の盗難、紛失、損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません。尚、ロッカー鍵を紛失された場合は、実費相当額を申し受けます。

（宅急便の事故）

第8条 宅急便に就いては、その物品の受領、保管、発送等について当ゴルフ場は単に運送業者の指定する方式にもとづいて便宜を計るものであって、事故発生の場合一切の責任は負いませんので、利用者と利用者の委託した運送業者との間で解決して下さい。

（危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

第9条 プレーヤーは、キャディーのアドバイスを求めることができます。しかし、ゴルフは、大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット・マナーを守り、キャディーのアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任でプレーしていただきます。

（飛距離の確認）

第10条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディーのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

（ティグラウンドにおける素振り）

第11条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に限定された場所以外ではなさないで下さい。プレーヤーはみだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。特に芝保護地帯には足を踏み入れないでください。

（キャディー及びフォアキャディー/信号機の合図）

第12条 キャディー及びフォアキャディ/信号機の合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図ですが、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

（打者の前方に出ないこと）

第13条 同伴者は、打者の前方には絶対に出ないで下さい。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同士の打球によって生じた事故については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

（隣接ホールへの打込み）

第14条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

（退避及び退避所）

第15条 先行組のプレーヤーは後続組に対して打球することを認める時は、後続組の打者が全員打ち終わるまで打球に充分注意して、安全に退避して下さい。尚、後続組の打球により事故が生じて、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

（ホール・アウト後の退去）

第16条 ホール・アウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

（雷鳴があった場合）

第17条 雷鳴があった場合は、直ちにプレーを中止し安全と思われる場所に避難してください。

（火気使用の禁止）

第18条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(違背の場合の責任)

第19条 利用者がこの利用約款に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合又は自分が違反して損害等の被害を受けた場合は当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第20条 利用者はプレーを終了した場合、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後に於けるクラブの不足、瑕疵については当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第21条 利用者の故意又は、過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合はその損害額を申し受けます。

(施設内への持込品)

第22条 施設内へ下記のものを持込むことを禁止致します。

- 1、動物等のペット類
- 2、著しく悪臭を放つもの
- 3、銃砲刀剣類
- 4、火薬、揮発油等、発火、爆発のおそれのあるもの
- 5、騒音を発するもの
- 6、他人に、迷惑を及ぼし、又は不快感を与えるもの

(行為の禁止)

第23条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

- 1、賭博その他風紀をみだす行為
- 2、物品販売、宣伝広告等の行為
- 3、利用者以外（含ギャラリー）のコース内立入り（特に許可する場合は除く）尚、特に許可した場合であっても、利用者以外（含ギャラリー）が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は、一切損害賠償等の責任を負いません。
- 4、他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為及び警告されてもドレスコードやスロープレー等のエチケット・マナーを改めない時。

(非会員の債務の保証)

第24条 会員が同伴、又は紹介した利用者（非会員）が会社に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務、及びその利用者がゴルフ場に与えた損害金の支払い債務については、会員は利用者の債務の履行につき、利用者と連帯して保証していただきます。

(非会員への周知方依頼)

第25条 会員は会員の同伴又は紹介したる利用者（非会員）に対し本約款の存在及び、その内容を知らしめることにご協力願います。

第26条 本約款は、当クラブが設定する必要を認めた場合には、埼玉県ゴルフ場事務連絡協議会に報告して変更することが出来る。

(附則)

本約款は平成8年5月1日より施行する。

平成26年3月6日 一部改訂同日施行

ご利用約款



高麗川カントリークラブ